

第12回 リスクに備える②

—損害保険を中心に—

本講義資料は、金融リテラシーに関する講義を行うことを検討している方や実際に講義をされている方などを対象に提供しています。

ご使用にあたっては、下記リンク先の「講義資料の使用に関する留意事項」をご確認ください（クリックすると、J-FLEC HP（金融経済教育推進会議 大学連携講座ページ）に遷移します）。

<https://www.j-flec.go.jp/conference/collaborative-courses/#tg3>

一般社団法人

日本損害保険協会



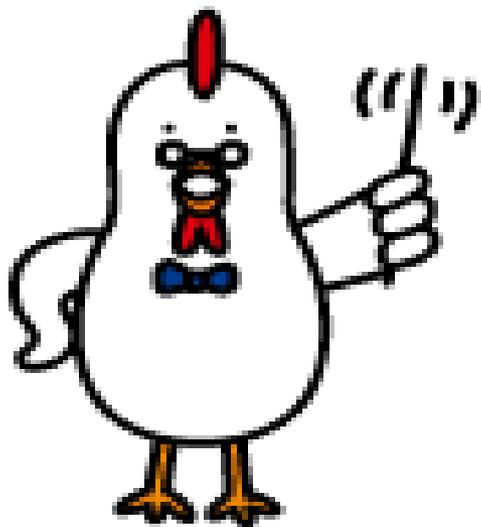
講義のポイント

1. 身の回りのリスクにはどのようなものがあるかを把握し、リスクへの対処の方法としての保険の役割を理解する。
2. 保険の機能や基本原則、仕組み、保険料の算出方法を理解する。
3. くるまの保険(自賠責保険、自動車保険)や、自転車事故に備える保険(個人賠償責任保険、傷害保険)を把握する。
4. すまいの保険(火災保険、賃貸住宅の保険、地震保険)や、海外旅行保険などを概観し、損害保険の活用方法を把握する。
5. 損害保険の社会的役割を理解する。

1. 身の回りのリスク

問題1

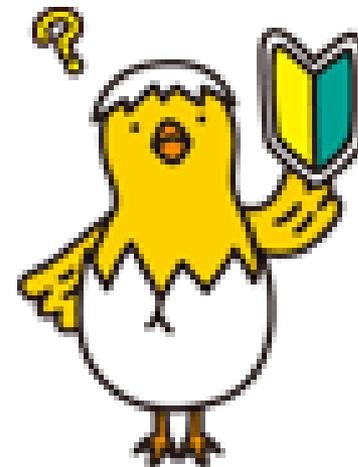
・交通事故の発生頻度は？



1: 1分40秒に1件

2: 7分30秒に1件

3: 15分に1件



1. 身の回りのリスク

(1) 交通事故の発生状況(2023年)

①事故件数	30万7,930件	⇒1日あたり844件、約102秒に1件発生。	
②死者数	2,678人		
③負傷者数	36万5,595人		
(重傷者)	2万7,636人	*重傷:交通事故によって負傷し、1か月(30日)以上の治療を要する場合。	
(軽傷者)	33万7,959人	*軽傷:交通事故によって負傷し、1か月(30日)未満の治療を要する場合。	

<出典> 警察庁「令和5年中の交通事故発生状況」(2024年3月7日公表)を基に作成。

*問題1の正解⇒1 : 1分40秒に1件

1. 身の回りのリスク

(2) 交通事故発生に伴う責任

▼車を運転していて、歩行者にケガを負わせた場合に発生する法律上の責任

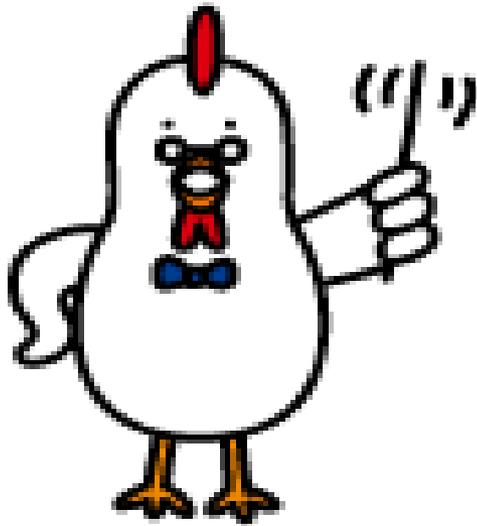
刑事上の責任	【自動車運転死傷行為処罰法】 ・過失運転致死傷⇒7年以下の懲役・禁錮または100万円以下の罰金。 ・危険運転致死傷(飲酒等悪質な運転) ⇒15年以下の懲役、人を死亡させた場合は1年以上20年以下の懲役。
	【道路交通法】 ・酒酔い運転 ⇒5年以下の懲役または100万円以下の罰金。 ・酒類提供(酒酔い運転) ⇒3年以下の懲役または50万円以下の罰金。 ・救護義務違反(ひき逃げ)⇒10年以下の懲役または100万円以下の罰金。 ・妨害運転(あおり運転) ⇒最大5年以下の懲役または100万円以下の罰金。
行政上の責任	【道路交通法等】 行政処分として <u>運転免許の取消や停止、減点、反則金</u> など。
民事上の責任	【民法第709条、自賠法第3条】 <u>被害者への不法行為による損害賠償の責任</u> (金銭によって行われる)。

※法律上の責任に加えて、加害者として、道義的責任(お見舞い・謝罪)を忘れてはならない。

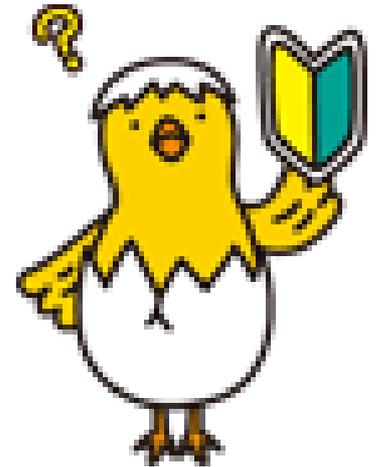
1. 身の回りのリスク

問題2

・交通事故による賠償額の最高額は？



- 1: 1億円
- 2: 2億円
- 3: 5億円



1. 身の回りのリスク

(3) 交通事故の高額賠償判決事例

▼人身事故

認定総損害額※	裁判所	判決年月日	事故年月日	被害者性別年齢(職業)	被害態様
5億2,853万円	横浜地裁	2011.11.1	2009.12.27	男性41歳(眼科開業医)	死亡
⇒平均年収(注)で計算すると、払い終わるのに約115年かかる。					
4億5,381万円	札幌地裁	2016.3.30	2009.1.7	男性30歳(公務員)	後遺障害
4億5,375万円	横浜地裁	2017.7.18	2012.11.1	男性50歳(コンサルタント)	後遺障害

▼物件事故

認定総損害額	裁判所	判決年月日	事故年月日	被害物件
2億6,135万円	神戸地裁	1994.7.19	1985.5.29	積荷(呉服・洋服・毛皮)
⇒平均年収(注)で計算すると、払い終わるのに約57年かかる。				
1億3,450万円	東京地裁	1996.7.17	1991.2.23	店舗(パチンコ店)
1億2,036万円	福岡地裁	1980.7.18	1975.3.1	電車・線路・家屋



※認定総損害額とは、被害者の損害額(弁護士費用などを含む)をいい、被害者の過失相殺相当額および自賠償保険などのてん補額を控除する前の金額をいう。

(注)給与所得者の年間の平均給与：460万円(2023年)

国税庁「令和5年分民間給与実態統計調査の概要」(2024年9月25日公表)より。

<出典>日本損害保険協会「日本の損害保険 ファクトブック2024」76頁を基に作成。

*問題2の正解⇒3：5億円



2. 保険の仕組み

(1) 人生を変えてしまうかもしれないリスク

1 交通事故



2 病気やケガ



3 火災



4 台風・地震などの
自然災害



5 家族の不幸



6 失業・休職

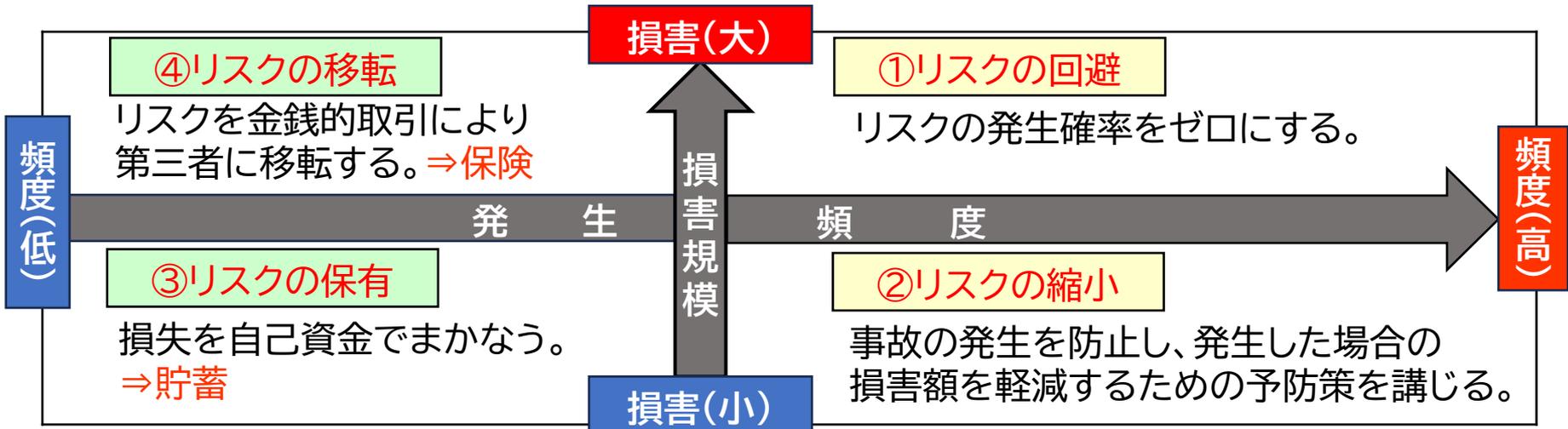


**保険とは、このようなリスクで発生した
経済的な損失に備えるしくみ。**

<出典> 日本損害保険協会 「明るい未来へTRY! ~リスクと備え~」 14頁より。

2. 保険の仕組み

(2) リスク対策～リスクマップの活用～



リスクの評価	有効な方法	リスク対策
①発生頻度が高く、損害規模も大きい	リスクの回避	⇒ リスク・コントロール 損害の発生を防止し、損害の発生頻度やその規模を最小限に食い止めるための手段。
②発生頻度が高く、損害規模が小さい	リスクの縮小(防止・軽減) リスクの分散(注)	
③発生頻度が低く、損害規模も小さい	リスクの保有	⇒ リスク・ファイナンス 損害が発生し、結果的に損失を被ったときに必要な資金対策をあらかじめ講じておくこと。
④発生頻度が低く、損害規模が大きい	リスクの移転	

(注)リスクの分散：1つのリスクを複数に分割して損害額を最小限に抑える。

2. 保険の仕組み

問題3

自動車事故への対処法として適切な方法を選択肢から選んでください(複数回答可)。	回答
(1) 事故の発生確率をゼロにする。	
(2) 事故の発生を予防する。	
(3) リスクを自分自身で保有する。	
(4) リスクを第三者に移転する。	
【選択肢】	
A. もしもの事故による損害に備えて貯蓄をしておく。	
B. 保険に加入する。	
C. 安全運転支援システム搭載のくるまを購入する。	
D. 運転をしない。	
E. 安全運転を心がける。	

<出典> 日本損害保険協会「明るい未来へTRY! ~リスクと備え~」15頁より。

2. 保険の仕組み

問題3:正解

(問題)自動車事故への対処法として適切な方法を選択肢から選んでください(複数回答可)。

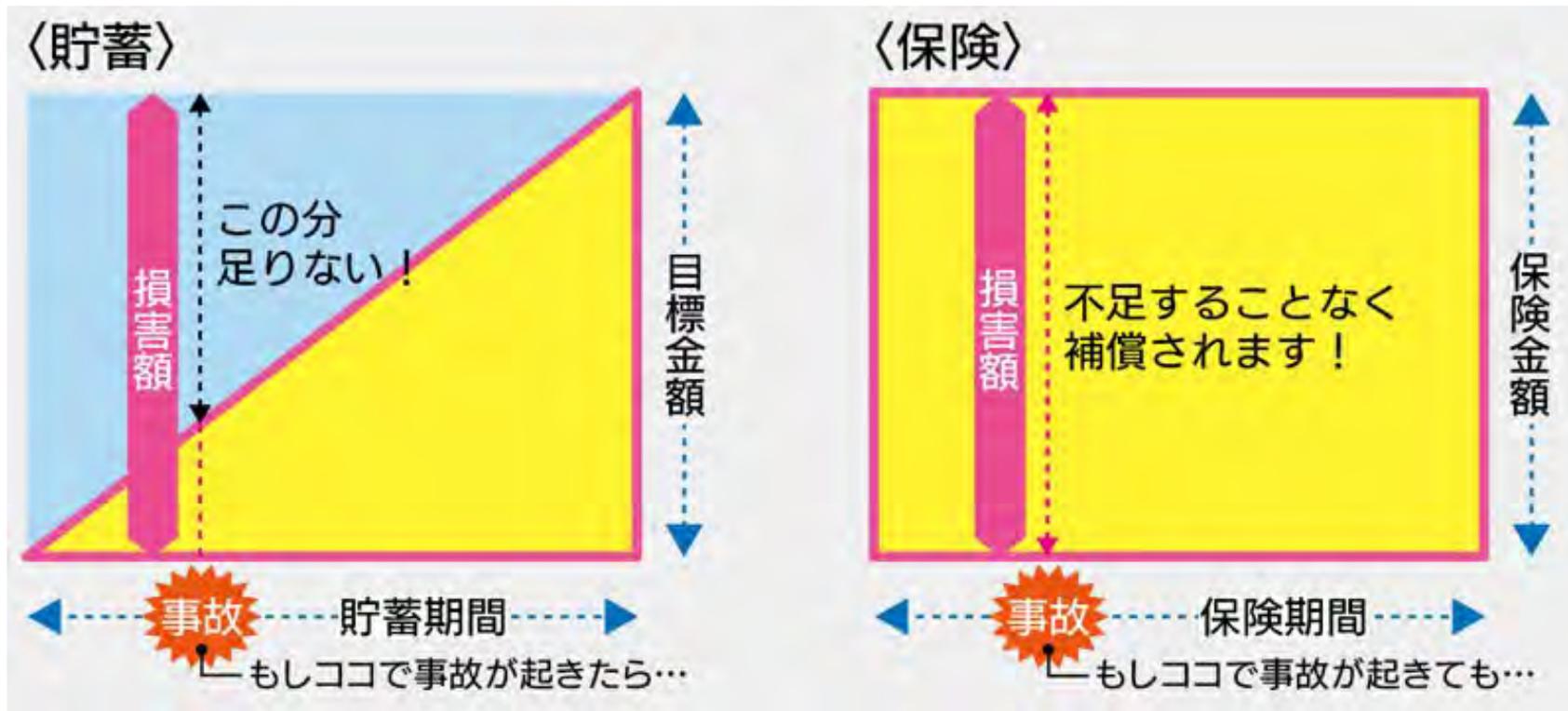
・自動車事故への対処法	(正解)適切な方法
(1) 事故の発生確率をゼロにする。	D. 運転をしない。
(2) 事故の発生を予防する。	C. 安全運転支援システム搭載のくるまを購入する。 E. 安全運転を心がける。
(3) リスクを自分自身で保有する。	A. もしもの事故による損害に備えて貯蓄をしておく。
(4) リスクを第三者に移転する。	B. 保険に加入する。

<出典>日本損害保険協会「明るい未来へTRY! ~リスクと備え~」37頁より。

2. 保険の仕組み

(3) 貯蓄と保険

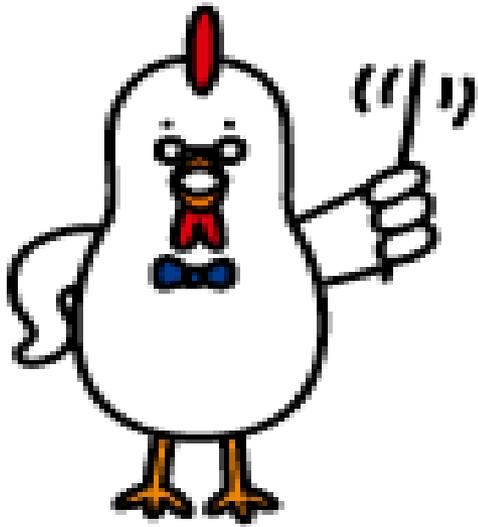
- ・貯蓄は、お金を貯めている途中で事故に遭った場合、そのときにたまっている金額しか損失をカバーできない。
- ・保険は加入の直後から、保険期間中であれば、保険金を受け取ることができるので、不測の出費に備えられる。



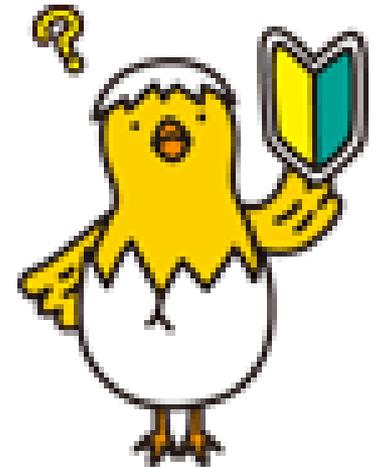
2. 保険の仕組み

問題4

・「損害保険の精神」を表す言葉は？



- 1: 互譲
- 2: 独立独歩
- 3: 相互扶助



1:互譲:互いに譲り合うこと。

2:独立独歩:他人を頼らず、自分の信じるところに従って行動すること。

3:相互扶助:お互いに助け合い、支え合うこと。

2. 保険の仕組み

(4) 保険の機能

▼保険制度～一人は万人のために、万人は一人のために～

・損失を被る可能性のある多くの人々がお金を出し合って大きな共有の準備財産(資金プール)をつくり、実際に災害や事故によって損失を被った人に対して、資金プールをもとに損失を補償する制度。

・「一人は万人のために、万人は一人のために(One for All, All for One.)」という相互扶助・助け合い・支え合いの精神により成り立っている。

▼保険の存在～様々なリスクに対して経済的に備える手段～

(例)自動車の運転→他人を死傷させ高額な損害賠償金を負担する可能性(損失を被る可能性)。
⇒大きなリスクが存在するということを十分に認識し、リスクへの備えとして適切な保険に加入することが必要。

▼保険の仕組み～リスクに備えるための合理的な方法～

・小さな負担(保険料支払)で大きな損失に備える(保険金受取)ことができる。
⇒万一のことが起きなかった人がたくさんいることで成り立っている。

・保険料は、リスクに備える対価として支払うため、支払った保険料は戻らないのが一般的。

*問題4の正解⇒3：相互扶助

2. 保険の仕組み

(5) 保険の基本原則

保険は、一人ひとりにとっては偶然な事故であっても、大量に観察することによって、全体として事故の発生頻度や損害の規模がどの程度になるかを確率的に予測できるという「大数の法則」を応用した仕組み。

近代的な保険制度では、保険が合理的で公平な相互扶助制度となるように、保険料は、保険会社の収入総額と支出総額とが等しくなるよう定められ(収支相等の原則)、さらに被保険者や保険の対象(保険の目的物)の危険度に応じて算定されている(公平の原則)。

▼大数の法則

サイコロを1回だけ振った場合には、1から6のどの数が出るかは分からない。しかし、100回、1,000回と振ると、それぞれの目の出る回数の比率は6分の1に近づいていく。

このように、数少ない経験では何の法則もないようなことでも、数多くの経験を集めると、一定の法則を見いだせることがある。



この「大数の法則」により、例えば、10万軒の住宅を集めると1年間に10万軒のうち何軒くらいが焼失するか、という事故発生確率を推定することができる。

⇒保険制度は、「大数の法則」を基礎としており、多くの人々が保険に加入することが前提。

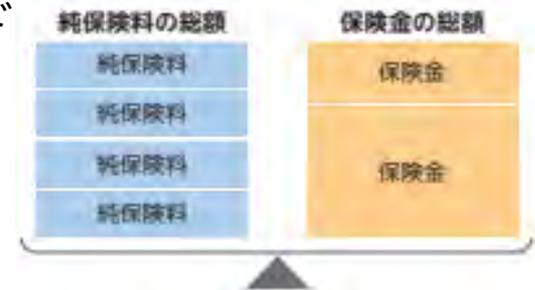
2. 保険の仕組み

(5) 保険の基本原則

▼収支相等の原則

保険契約の中には、保険金が支払われる場合もあれば、満期まで保険事故が発生しなかったため、保険金が支払われずに保険契約が終了する場合もある。このように、個々の保険契約で見れば、保険料と保険金のバランスは保たれない。

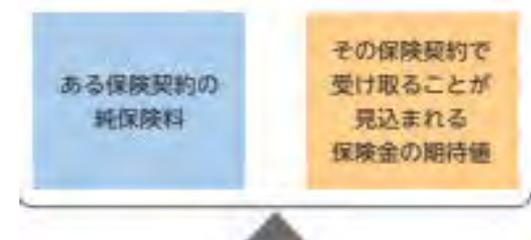
そこで、保険制度においては、保険料のうち、保険金に充当される純保険料の総額と、支払われる保険金の総額とが等しくなるようにして、保険契約全体で収支バランスを保つ必要がある。



▼公平の原則(給付・反対給付均等の原則)

個々の契約についてみると、保険契約ごとにリスクが異なることから、全員が同じ保険料では不公平が生じる。公平性を保つためには、リスクが高い契約には保険料を高く、リスクが低い契約には保険料を安くするといったように、リスクに応じた保険料を設定することが必要。

保険料は、保険による補償の対価として、危険度に応じた保険料が適用され、将来事故が起きた時に、その契約で受け取ることが見込まれる保険金の期待値に等しくなる。



2. 保険の仕組み

(6) 保険料の算出方法(例)・構成要素

【保険金】

損害を被った人(10人) ×
1人あたりの損害額(1,000万円) =
総額(1億円)

=
収支相等の原則

【保険料】

契約者(1万人) × 1人あたりの保険料(1万円) = 総額(1億円)		} 純保険料
社費(経費)	代理店手数料 利潤(利益)	

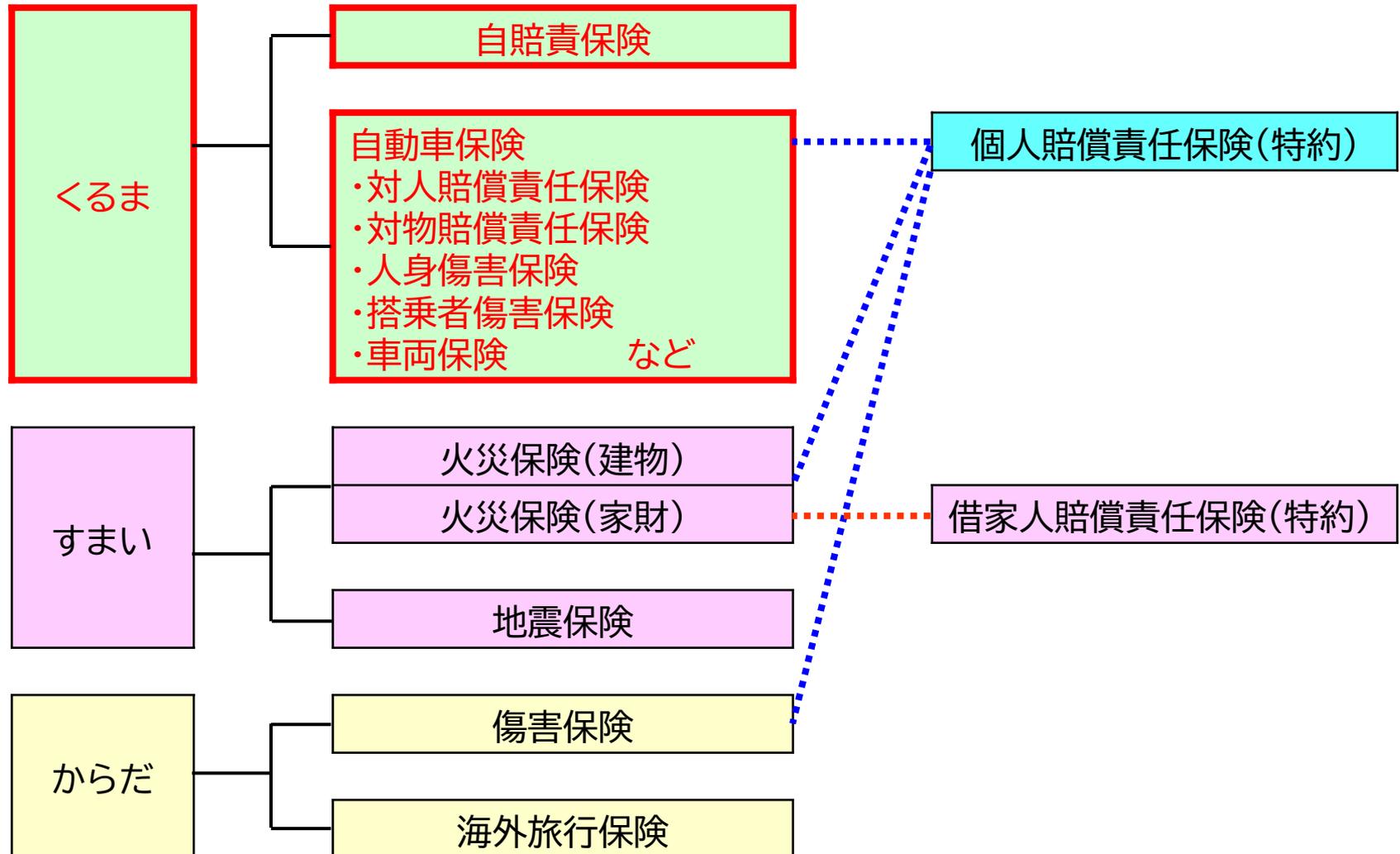
損害を被った人 (10人)	×	1人あたりの 損害額 (1,000万円)	=	総損害額 【保険金】 (1億円)	÷	契約者 (1万人)	=	1人あたりの 純保険料 (10,000円)
------------------	---	----------------------------	---	------------------------	---	--------------	---	-----------------------------

発生確率 (10人/1万人)	×	平均損害額 (1,000万円)	=	純保険料 (10,000円)	+	付加保険料 (α)	=	【営業保険料】 (10,000円 + α)
-------------------	---	--------------------	---	-------------------	---	--------------	---	--------------------------

保 険 料	純保険料	保険事故の発生頻度や損害額などに関する過去の大量データに基づき算出され、保険事故が発生した場合に保険会社が支払う保険金の原資となる。
	付加保険料	保険会社の経営に必要な社費(契約事務処理や損害調査等の費用)や代理店手数料、利潤(利益)に充当される部分。

3. くるまの保険

○くるまの保険: 自賠償保険、自動車保険



3. くるまの保険

(1) くるまに関するリスク

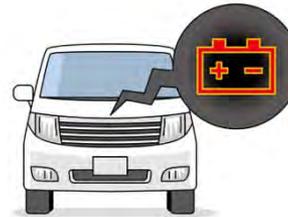
1 人をはねてケガをさせた。



2 ガードレールにぶつかってくるまにキズがついた。



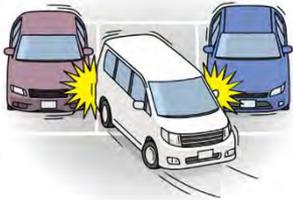
3 バッテリーが上がって走行不能になった。



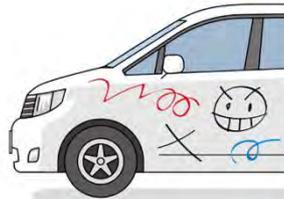
4 タイヤがパンクして走行不能になった。



5 ぶつかって自分と他のくるまにキズがついた。



6 落書きされた。



7 くるまが盗難にあった。



8 追突されてくるまが壊れた。



<出典> 日本損害保険協会「明るい未来へTRY! ~リスクと備え~」22頁より。

(2) くるまの保険

①自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)

法律で契約が義務づけられている(強制保険)。

②自動車保険

任意で契約する。

3. くるまの保険

(3) 自賠責保険の特徴

▼自賠法制定前(～1955年):自動車の保有台数が急増、交通事故が激増

・自動車による人身事故の損害賠償請求:民法709条(過失責任主義)に基づく。
→被害者が加害者の故意・過失を立証する必要があった。

・「被害者が立証できない」「加害者の賠償資力がない」場合:被害者は泣き寝入り。

→補償を得られない交通事故被害者が続出 ⇒社会問題化。

▼自賠法制定後(1955年～)

・自動車損害賠償保障法(自賠法):被害者に過失の立証責任なし。
→加害者に故意や過失がなくても、発生した損害の賠償責任を負わせる(実質的な無過失責任)
⇒被害者を救済。

・加害者の賠償資力を確保するため、自賠責保険を強制化。

⇒交通事故被害者を確実に救済。

▼強制保険:原動機付自転車を含むすべての**車両1台ごとに加入義務**。

・**加入しないと罰則**:1年以下の懲役または50万円以下の罰金。免許停止。

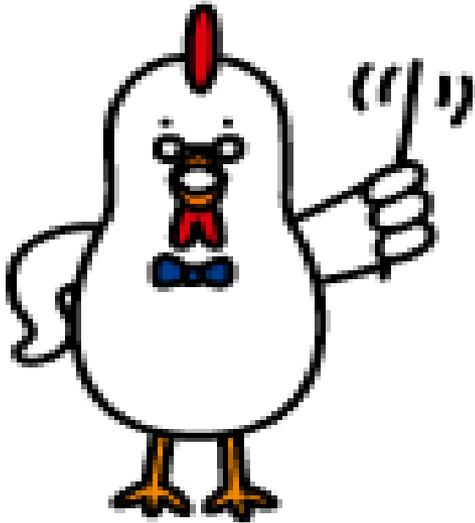
・**車検制度とリンク**:自賠責保険の保険期間が車検期間をカバーしていないと車検が通らない。

⇒無保険自動車の発生を防止。

3. くるまの保険

問題5

- ・運転を誤ってガードレールに衝突してケガをした。
ケガの治療費は自賠責保険で補償される。



- 1: 正しい
- 2: 間違い



3. くるまの保険

(3) 自賠責保険の特徴

▼人身事故による対人賠償のみが対象

・被害者救済が目的であるため、保険金の支払い対象は人身事故による対人賠償のみ。

→運転者自身のケガや他人の財物に与えた損害は補償されない。⇒自動車保険で補償。

・支払限度額<1事故における被害者1名に対する支払限度額が定められている。>
⇒死亡3,000万円、後遺障害75万円～4,000万円、傷害120万円。

▼その他

・被害者救済を目的とした社会的な性格を有する保険であるため、保険料に利潤は含まれておらず、保険会社の利益は発生しない(ノーロス・ノープロフィット)。

・加害者が特定できないひき逃げ事故や無保険車による事故は、自賠法に基づき政府の保障事業でカバー⇒自賠責保険と同様の救済。

・車検制度の対象ではない車種(250cc以下のバイク、原付バイク、電動キックボードなど)は、ナンバープレートのステッカー(保険標章)で有効期限を確認。



<出典> 日本損害保険協会「日本の損害保険 ファクトブック2024」14頁より。

*問題5の正解⇒2：間違い(運転者自身のケガの治療費は自賠責保険では補償されない。)

3. くるまの保険

(4) 自動車保険

○損害の種類と対応する自動車の保険

強制加入

任意加入

	身体 の 損 害 (死 傷)		財 物 の 損 害
相手への賠償	<ul style="list-style-type: none">● 相手を死傷させた・ 自賠償保険	<ul style="list-style-type: none">● 相手を死傷させた・ 対人賠償責任保険	<ul style="list-style-type: none">● 相手の財物を壊した・ 対物賠償責任保険
自分等への補償	<ul style="list-style-type: none">● 自分や搭乗中の者が死傷した・ 人身傷害保険・ 搭乗者傷害保険・ 無保険車傷害保険・ 自損事故保険		<ul style="list-style-type: none">● 自分の車が壊れた・ 車両保険

損害の種類と
対応する自動車の保険

3. くるまの保険

(4) 自動車保険

▼対人賠償責任保険

- ・自動車事故により、他人を死亡させたり、ケガを負わせて法律上の損害賠償責任が生じた場合に、**自賠責保険の補償額を超える部分に対し保険金が支払われる。**

▼対物賠償責任保険

- ・自動車事故により、**他人の自動車や建物などの財物に与えた損害**に対し、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金が支払われる。

▼人身傷害保険

- ・自動車事故により、死傷した場合に、相手がいる事故か単独事故かを問わず、また、過失割合にかかわらず、契約している損害保険会社から**損害額の全額が支払われる。**

【例】交通事故による損害額が5,000万円で、過失割合が「自分40%:相手60%」の場合



3. くるまの保険

(4) 自動車保険

▼搭乗者傷害保険

・運転者や同乗者など、自動車に搭乗中の人事故によって死亡したり、ケガを負ったときに保険金が定額で支払われる。

▼自損事故保険

・運転者自身の自損事故(運転ミスによる電柱への衝突など)で、運転者などが死亡したり、ケガをしたときに保険金が定額で支払われる。

▼車両保険

・偶然な事故により、自動車が損害を受けた場合に保険金が支払われる。一般的な車両保険と、補償範囲を限定して保険料を抑えたタイプの車両保険がある。

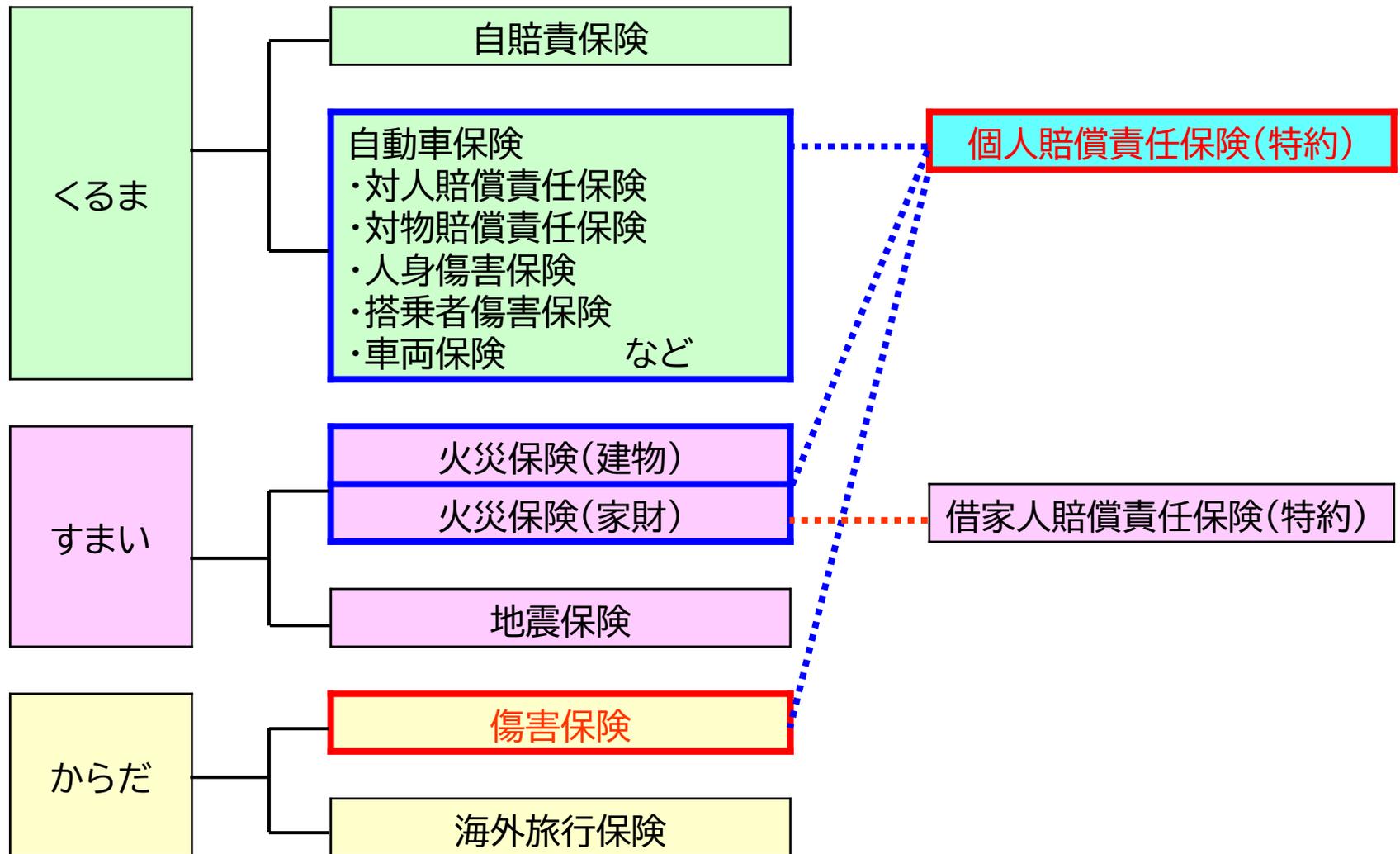
	衝突	火災・爆発	台風・洪水・高潮	盗難	自損事故	あて逃げ
						
タイプ1	○	○	○	○	○	○
タイプ2	○※	○	○	○		

※相手自動車およびその運転者または所有者が確認された場合のみ補償

※1日自動車保険：友人や親の車を借りて運転するとき、1日(24時間)単位で、補償内容に応じて加入できる保険。スマホやコンビニなどで簡単に加入が可能。

4. 自転車事故に備える保険

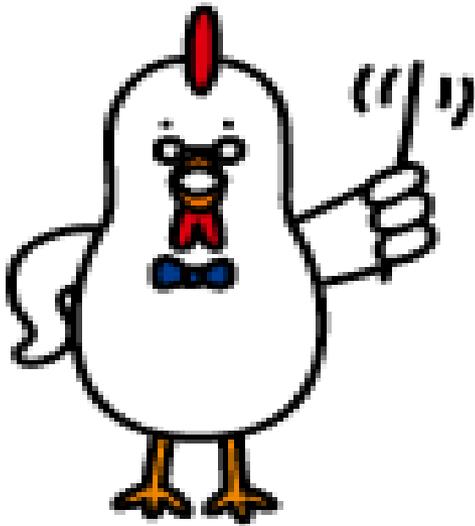
○自転車事故に備える保険：個人賠償責任保険(特約)、傷害保険



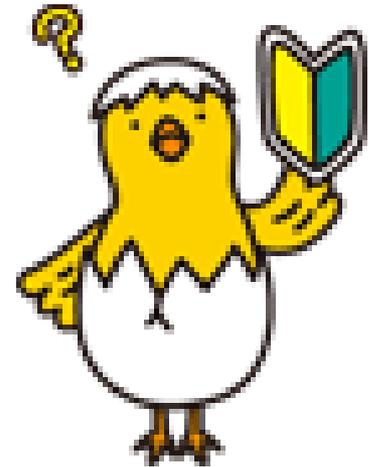
4. 自転車事故に備える保険

問題6

・自転車事故による賠償額の最高額は？



- 1: 1,500万円
- 2: 5,500万円
- 3: 9,500万円



4. 自転車事故に備える保険

(1) 自転車での加害事故例

判決認容額(※)	事故の概要
9,521万円 (神戸地方裁判所、 2013年7月4日判決)	男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のつかない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。
9,330万円 (高松高等裁判所、 2020年7月22日判決)	男子高校生が、夜間、イヤホンで音楽を聞きながら無灯火で自転車を運転中に、パトカーの追跡を受けて逃走し、職務質問中の警察官(25歳)と衝突。警察官は頭蓋骨骨折等で約2か月後に死亡した。
9,266万円 (東京地方裁判所、 2008年6月5日判決)	男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。

(※)判決認容額とは、裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額(金額は概算額)。

裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性がある。

損保協会調べ。

<出典>日本損害保険協会「日本の損害保険 ファクトブック2024」78頁を基に作成。

*問題6の正解⇒3：9,500万円



4. 自転車事故に備える保険

(2) 自転車事故に備える保険

- ・自転車による事故のリスクには、自分がケガをするリスクだけでなく、他人や財物に対する損害賠償責任を負うリスクもある。
- ・自動車には「強制保険(自賠責保険)」があるが、自転車事故に備えるためには自らが任意で保険に加入する必要がある。
- ・自転車事故による損害賠償責任は「個人賠償責任保険(特約)」で、自分自身のケガは「傷害保険」でそれぞれ補償される。⇒保険への加入を検討することが重要。

保険の種類 \ 対象	事故の相手		自分
	生命・からだ	財産	生命・からだ
個人賠償責任保険	○	○	×
傷害保険	×	×	○

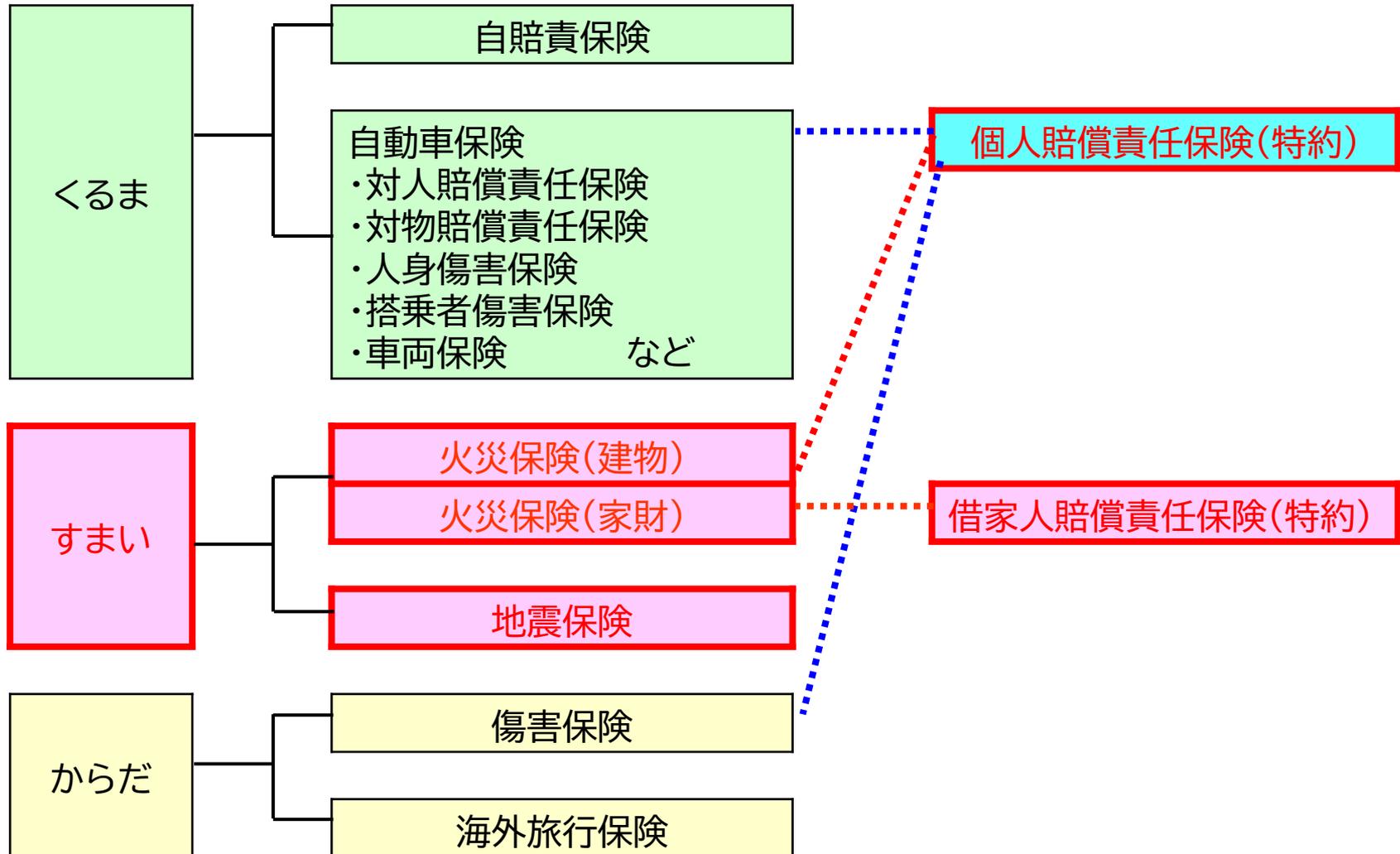
▼個人賠償責任保険(特約)

- ・日常生活で誤って他人にケガをさせたり他人の物を壊したりして、損害賠償金や弁護士費用などを負担した場合の損害を補償する。
- ・本人とその家族(同居の親族、別居の未婚の子)が補償対象。
- ・火災保険や傷害保険、自動車保険などの特約として契約する 경우가一般的。

<出典>日本損害保険協会「日本の損害保険 ファクトブック2024」21頁に基づき作成。

5. すまいの保険

○すまいの保険:火災保険、借家人賠償責任保険(特約)、地震保険



5. すまいの保険

(1) すまいに関するリスク

1 家が火事であって燃えてしまった。



2 家財が火事で燃え使えなくなってしまった。



3 台風で屋根が吹き飛ばされ壊れた。



4 大雨で家の床まで水浸しになった。



5 泥棒に入られて家財が盗まれた。



6 上階からの水漏れにより、家財が水びたしになった。



7 部屋の模様替え中にうっかりテレビを落として壊してしまった。



8 地震で家が壊れた。

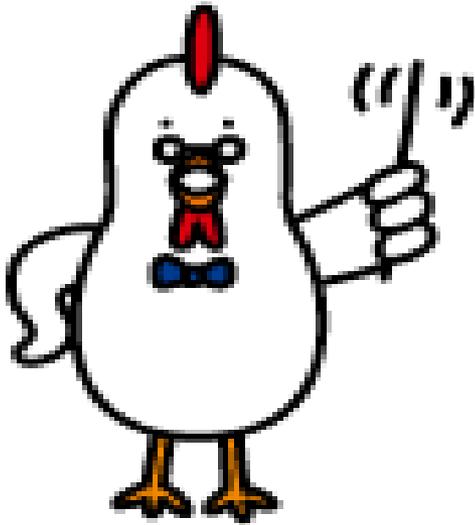


<出典> 日本損害保険協会「明るい未来へTRY! ~リスクと備え~」20頁を基に作成。

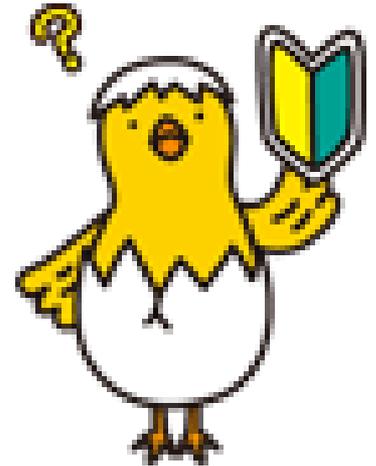
5. すまいの保険

問題7

- ・火災保険は、「火災による損害」のみを補償する保険である。



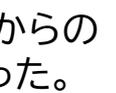
- 1: 正しい
- 2: 間違い



5. すまいの保険

(2) 火災保険の補償内容

- ・火災だけでなく、風水災などの自然災害などによって「建物」や「家財」などに生じた損害を補償。
- ・風水災などの自然災害や盗難などのほか、損害が発生した際に付随的に発生する費用についても保険金が支払われる、総合補償型の商品(いわゆる総合保険)が一般的になっている。

保険金を支払う事故	建物の例	家財の例
①火災、落雷、 破裂・爆発	火災により建物が焼失した。 	落雷により家電製品がこわれた。 
②風災、 雹(ひょう)災、雪災	台風や雹(ひょう)で窓ガラスが 割れ建物が損害を受けた。 	台風や雹(ひょう)で窓ガラスが 割れ家財が損害を受けた。 
③水ぬれ	給排水設備の破損により、部屋が 水びたしになった。 	給排水設備の破損やマンション上階からの 水漏れにより、家財が水びたしになった。 
④盗難	泥棒により窓ガラスが割られた。 	泥棒により現金や家財が盗まれた。 
⑤水災	大雨による洪水や土砂崩れにより 床上浸水し、建物が損害を受けた。 	大雨による洪水や土砂崩れにより 床上浸水し、家財が損害を受けた。 
⑥破損、汚損等	・自動車が飛び込んできて、 建物がこわれた。 ・家具をぶつけてドアをこわして しまった。  	・誤ってコーヒーをこぼして、 パソコンをこわしてしまった。 ・液晶テレビをテレビ台から誤って 落としてこわしてしまった。  

*問題7の正解⇒2：間違い(火災による損害のみならず、爆発、風災、水災、水漏れなどの損害も補償する。)

5. すまいの保険

(3) 賃貸住宅の保険

▼家財の火災保険

・賃貸住宅の入居者(借主)は、**家財を対象とした火災保険**に加入して備える必要がある。

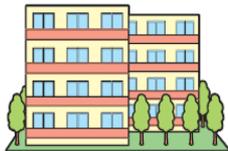
▼借家人賠償責任保険(特約)

・入居者は賃貸借契約により、退去時には**現状回復義務**があり、失火によって戸室を焼失した場合は**失火責任法**(失火者に重大な過失がなければ損害賠償責任を負わせない)の適用はなく、家主に対する損害賠償責任を負う。⇒**家主に対する損害賠償責任**に備えるためには、「**借家人賠償責任保険(特約)**」をセットする必要がある。

▼個人賠償責任保険(特約)

・近隣の建物の損壊や水漏れなどによって階下の住民の家財に損害を与えた場合など、日常生活で発生する様々な損害賠償に備えるためには、「**個人賠償責任保険(特約)**」をセットする必要がある。(賃貸住宅の戸室に対する損害賠償責任は個人賠償責任保険では補償されない。)

家主(貸主)

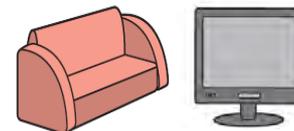


建物(賃貸マンション・アパート等)の火災保険に加入。

賃貸借契約

原状回復義務

入居者(借主)

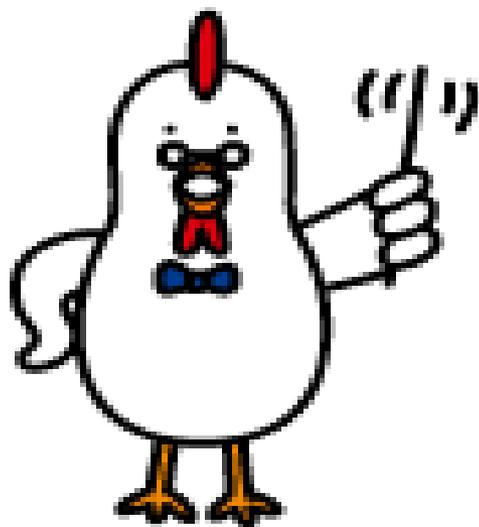


家財の火災保険に借家人賠償責任保険・個人賠償責任保険をセットして加入。

5. すまいの保険

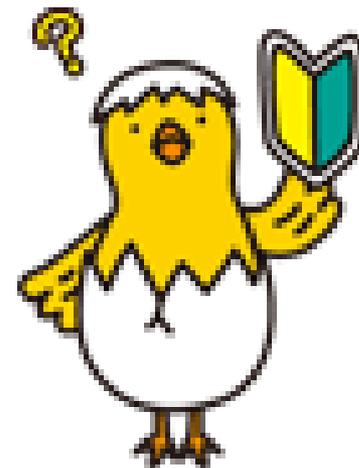
問題8

- 地震による火災は、火災保険では補償されない。



1: 正しい

2: 間違い



5. すまいの保険

(4) 地震保険

・地震等による建物の火災や損壊などは、その発生予測が困難なことなどから、民間の保険会社の資力では対応できず、火災保険では補償されない。

・1964年の新潟地震を契機に、1966年に地震保険制度が創設された。

▼特徴

・地震保険に関する法律に基づき、**政府と損害保険会社が共同で運営**する公共性の高い保険。

⇒ひとたび大規模な地震が発生すると、巨大な損害が発生するおそれがあることから、巨額の保険金の支払いに備えて政府が再保険を引き受ける仕組みとなっており、大規模な地震では、政府が大きな負担をする仕組みとなっている。

・**被災者の生活の安定に寄与**することが目的⇒損害の修復自体を直接の目的とはしていない。

・補償内容・保険料について**保険会社間で差異はない**。

・損害保険会社は利潤をもらわず、保険料は、保険契約の事務処理や保険金支払い時の損害調査費など必要な経費を除き、**将来発生する地震による保険金支払いに備えて積み立て**られている。

・1回の地震等による保険金の**総支払限度額は12兆円**(2021年4月～)。

⇒関東大震災級の地震が発生した場合でも支払保険金の総額がこの額を超えることがないように設定されており、適時見直されている。

<出典>日本損害保険協会「日本の損害保険 ファクトブック2024」17～19頁に基づき作成。

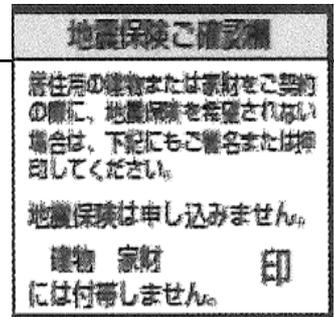
*問題8の正解⇒1：正しい

5. すまいの保険

(4) 地震保険

▼概要

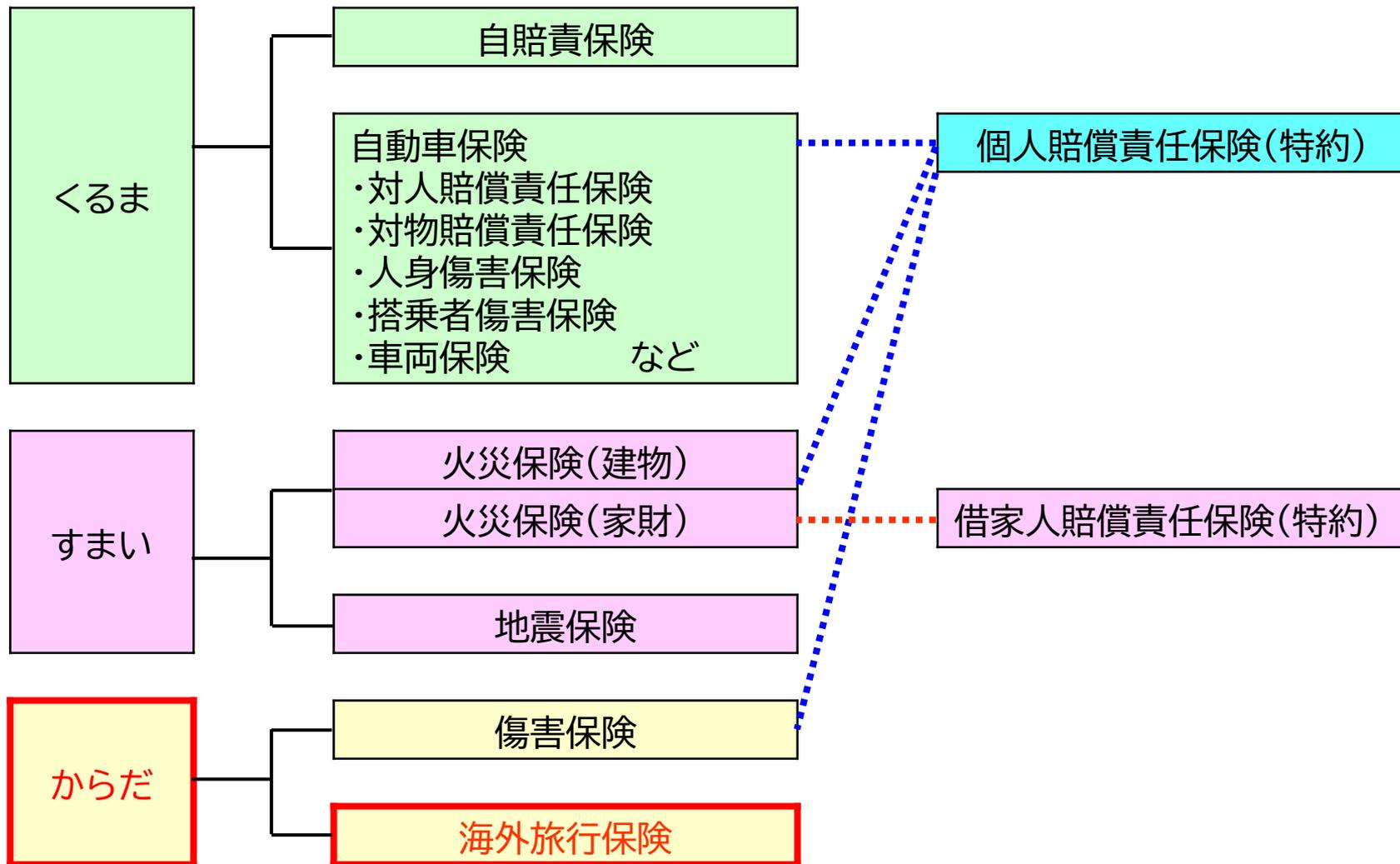
- ・地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって建物や家財に損害が生じた場合に、生活を再建するための資金を保険金として支払う。
- ・居住用の建物と家財が対象(工場や事務所・店舗専用建物などは対象外)。
- ・地震保険は単独で契約はできず、建物や家財の火災保険に付帯(セット)して契約(販売経費を極力低く設定するため)。
⇒加入しない場合は、「地震保険ご確認欄」に押印。
※現在契約している火災保険の保険期間の中途でも地震保険を付帯することができる。
- ・契約金額は、建物・家財それぞれに火災保険の契約金額の30%から50%の範囲内で設定。ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度。
- ・保険料は、建物の構造と所在地(都道府県)により算出。
- ・保険金は、損害の程度(4区分)に応じて、契約金額の一定割合(*)が支払われる。
(*)全損:100%、大半損:60%、小半損:30%、一部損:5%。
- ⇒大地震が発生した場合でも、短期間に大量の損害調査を行い、迅速かつ公正に保険金を支払う必要があるため。



※東日本大震災(2011年):6月21日に1兆円を超える支払い。9か月で調査完了率は98.7%。

6. 海外旅行の保険

○海外旅行保険



6. 海外旅行の保険

(1) 海外旅行に関するリスク

- 1 ケガをした。
食中毒や水あたり、
病気にかかった。



- 2 お店の物や他人の
物を壊してしまった。



- 3 手荷物が盗難に
あった。



- 4 自分の持ち物を
落としたり、事故
にあって壊れてし
まった。



- 5 ホテルの部屋を
水浸しにして
損害を与えた。



- 6 航空会社に預けた
スーツケースの到着
が遅れ、最低限必要
な身の回り品を購
入した。

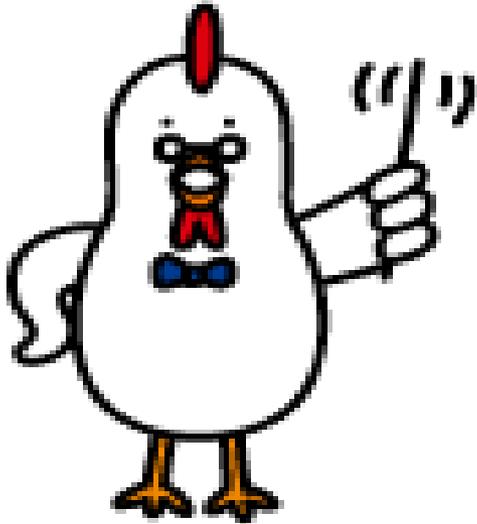


<出典> 日本損害保険協会「明るい未来へTRY! ~リスクと備え~」25頁より。

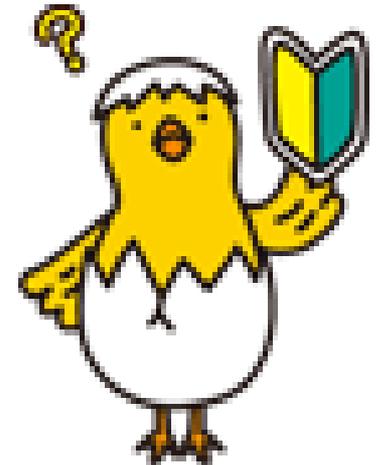
6. 海外旅行の保険

問題9

- 海外旅行保険では、日本国内で発生した事故は補償の対象とならない。



- 1: 正しい
- 2: 間違い



6. 海外旅行の保険

(2) 海外旅行保険

▼概要

海外旅行を目的として住居を出発してから帰るまでの旅行行程中に被った損害を補償(空港で加入した場合には、加入時点から補償)。

▼補償する主なリスク

1. 傷害(死亡・後遺障害、治療費用)

2. 疾病(死亡、治療費用)

他の傷害保険と異なり病気も補償。治療費用は定額ではなく、実費で補償。

3. 救援者費用 / 4. 携行品損害 / 5. 賠償責任 / 6. 航空機遅延・手荷物遅延費用など

※病院の手配、治療費の支払代行、現地スタッフの付添等の付帯サービスあり。

▼留意点

・海外では、日本に比べ、入院・手術費用などの医療費が高額になるのが一般的。

(例)虫垂炎手術の治療費(平均入院日数):ハワイ315万円(2~3日間)、日本60万円(4日間)。

<出典>ジェイアイ傷害火災保険株式会社ホームページ「海外の医療事情」(2021年2月時点)より。

・海外旅行保険に入っていないと治療してもらえない場合がある。

・クレジットカード附帯の海外旅行保険は、旅行代金などをクレジットカードで支払った場合に限り保険が適用されるものや、補償内容が十分でないものもある。

*問題9の正解⇒2:間違い(海外旅行のために家を出発してから帰るまでの日本国内で発生した事故も補償の対象)

7. 損害保険の社会的役割

▼多様な損害保険

くらしの安心を支える保険(個人向け)		事業活動の安心を支える保険(企業向け)	
くるま	○自動車損害賠償責任保険 ○自動車保険 など	自動車	○自動車損害賠償責任保険 ○自動車保険 など
すまい	○火災保険 ○地震保険 など	建物 財物	○火災保険 ○動産総合保険 ○コンピュータ総合保険 ○盗難保険 ○機械保険 ○ガラス保険 など
からだ 老後の生活	○傷害保険 ○医療保険 ○所得補償保険 ○介護(費用)保険 ○年金払積立傷害保険 など	売上利益	○企業費用・利益総合保険 ○休業補償保険 ○興行中止保険 ○生産物回収費用保険 ○取引信用保険 など
		輸送	○運送保険 ○貨物海上保険 ○船舶保険 ○航空保険 ○船客傷害賠償責任保険 など
くらし レジャー	○海外旅行保険 ○国内旅行傷害保険 ○ゴルファー保険 ○個人賠償責任保険 ○自転車保険 ○ペット保険 など	損害賠償	○施設賠償責任保険 ○生産物賠償責任保険(PL保険) ○会社役員賠償責任保険(D&O保険) ○請負業者賠償責任保険 ○雇用慣行賠償責任保険(EPL保険・特約) ○個人情報漏えい保険 ○サイバー保険 など
		その他	○業務災害総合保険 ○建設工事保険 ○土木工事保険 ○原子力保険 など

7. 損害保険の社会的役割

(1) 経済社会の安定化・活性化

損害保険は、個人や企業に対して、補償機能を提供し、リスクに対する経済的損失のおそれをなくしたり減らしたりすることにより、経済社会を安定化・活性化させる役割を果たしている。

⇒損害保険は、リスクへの備えを提供することで、日常生活や企業活動の新たな取組み(挑戦・成長)を後押し・下支えするインフラ(基盤)であるともいえる。

(2) 被害者や被災者の救済

損害保険は、交通事故の被害者や自然災害の被災者を経済的な補償によって救済する役割を果たしている。

(例)自動車保険の対人賠償責任保険は、被保険者(加害者)の損害賠償責任の負担による損害をてん補すること(加害者の賠償資力の確保)を通じて、被害者が十分な損害賠償を受けられるようになり、間接的に被害者を救済する役割を果たしている。

(3) 事故・損害の防止・軽減(社会的損失の低減)

損害保険は、補償機能の提供のみならず、交通事故の防止や自然災害の減災・防災の取組みを通じて、社会的損失を低減する役割を果たしている。

(例)自動車保険では、保険事故歴に応じて保険料を決める制度(保険事故歴の有無などにより保険料の割増・割引を適用する仕組み)とすることで、運転者の事故発生防止への動機付けを図っている。

まとめ

1. 生活に潜むリスクと保険の役割

- (1) 私たちの身の回りには、交通事故、自然災害、犯罪など、いろいろなリスク(危険)が潜んでいます。
- (2) 身の回りのリスクをしっかりと認識し、リスクの発現を回避したり、リスクを減らす対応をすることが重要です。
- (3) 損害保険は、これらのリスクの発現によって起こる資産の減少を回復する役割を果たします。

2. 損害保険の活用

- (1) 損害保険への加入は契約ですので、契約当事者として、契約内容を十分理解し、契約上の義務を守る必要があります。
- (2) 一般的に、損害保険の補償範囲が広いほど保険料は高くなります。補償内容が自分に必要なものかを考え、ニーズに合った保険商品を選択することが重要です。
- (3) 損害保険商品は、契約期間が1年間のものが大半です。満期日を忘れずに更新手続きを行うことが大切です。